

改正85の改正への対応方針(案)

	項 番	対応方針 (電波法関係基準への反映の可否)	
VOL.1 無線航法支援	CHAPTER 3. 3.1 ILSのための仕様 ~ 3.7 GNSS	反映しない。(本邦で実態がない。)	1
	2.1.10.1 序章 ~ 2.5 ダイアグラム	反映しない。(本邦で実態がない。)	2
	ATTACHMENT D. 3.2 精度 ~ 4.2 GLONASS	反映しない。(本邦で実態がない。)	3
VOL.3 通信システム PART1 デジタルデータ通信	APPENDIX TO CHAPTER 9 5. 航空機アドレスの割当て 5.1 ~ 5.2.1 勧告 (航空機アドレスの締約国への分配及び分配表の更新関連)	反映しない。(電波の質に関係しない。)	4
VOL.4 監視と衝突システム	CHAPTER 2. 総則 2.1 二次監視レーダー(SSR) 2.1.5.1.7 SI 能力 (SIコードを処理出来る能力を持つトランスポンダに2.1.5.1.1に示す能力等を追加)	要検討	5
	CHAPTER 3. 監視システム 3.1 二次監視レーダー(SSR)システム		6
	3.1.1.6 応答送信の特性(空間信号)	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	7
	3.1.1.6.2 情報パルス		
	3.1.1.7.4.1 (変更箇所無し。)	(設備規則第 45 条の 12 の 6 第二号に該当)	8
	3.1.1.7.4.3 S1パルスの存在における抑圧	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	9
	3.1.1.7.9 応答率		10
	3.1.1.7.9.1	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	
	3.1.1.7.9.2 応答率の限界制御	要検討	11
	3.1.1.7.9.3 勧告(削除)	該当箇所無し。	12

3.1.2.1.5.1 インターモード質問 3.1.2.1.5.1.2 モード A/C 限定の一括質問（変更箇所無し。）	（設備規則別図第七号に該当。）	13
3.1.2.4.2 抑圧 3.1.2.4.2.2 抑圧パルス対	要検討（現在は規定無し。）	14
3.1.2.4.2.3 （S1 パルスの抑圧を 3.1.1.7.4.3 の定義によるものとする。）	要検討（現在は規定無し。）	15
3.1.2.5.2 モード S のみの全ての呼出しトランザクション 3.1.2.5.2.1.2.2（注部分のみ改訂）	要検討（現在は規定無し。）	16
3.1.2.5.2.2.1 CA 能力	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	17
3.1.2.6.1.4.1 SD のサブフィールド	要検討（現在は規定無し。）	18
3.1.2.6.10 基礎データプロトコル 3.1.2.6.10.1.1.2 一時的警報状態	反映しない。（電波の質に関係しない。）	19
3.1.2.6.10.1.2 地上レポート	反映しない。（電波の質に関係しない。）	20
3.1.2.6.10.2.2.2 データリンク能力の更新	反映しない。（電波の質に関係しない。）	21
3.1.2.6.10.3.1	反映しない。（電波の質に関係しない。）	22
3.1.2.8.2 ショート空対空監視、ダウンリンクフォーマット 0	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	23
3.1.2.8.3 ロング空対空監視、ダウンリンクフォーマット 16	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	24
3.1.2.8.4 空対空送信プロトコル	要検討（現在は規定無し。）	25
3.1.2.8.6 拡張スキッタ、ダウンリンクフォーマット 17 3.1.2.8.6.2 ME: メッセージ、拡張スキッタ	要検討（現在は規定無し。）	26
3.1.2.8.6.4.6 イベントドリブンスキッタ	反映しない。（電波の質に関係しない。）	27
3.1.2.8.6.4.7 航行状態／地上状態の決定	今後も検討を継続（On the Ground 関連）	28
3.1.2.8.7.3.3.5 航行／地表位置の決定	反映しない。（電波の質に関係しない。）	29
3.1.2.8.9 拡張スキッタの最大送信レート 3.1.2.8.9.1 （拡張スキッタの送信回数の制限について。）	告示第 874 号に反映済み。	30
3.1.2.8.9.2 （DF=19 スキッタの使用条件について）	要検討（現在は規定無し。）	31

3.1.2.8.9.3 (低電力かつ高頻度での DF=19 の運用条件について)	反映しない。(電波の質に関係しない。)	32
3.1.2.8.9.4 (航行中の UF=19 質問について)	反映しない。(電波の質に関係しない。)	33
3.1.2.9 航空機識別プロトコル		34
3.1.2.9.1.4 航空機識別の変更	反映しない。(電波の質に関係しない。)	
3.1.2.10 SSR モード S トランスポンダに必須のシステム特性		35
3.1.2.10.1.1.5 スプリアスレスポンス 3.1.2.10.1.1.5. 勧告 (受信通過帯域外の信号のスプリアスレスポンスは通常の 60dB 以下であること。)	告示第 874 号に反映済み。 (現行告示では「なるべく 60 デジベル以上」となっているが意味的には同じか?)	
3.1.2.10.1.1.5.2 (2012 年 1 月以降に承認された装置の、低電力モード S 質問により発生するモード A/C の誤応答率について)	要検討(現在は規定無し。)	36
3.1.2.10.3.10.3 スキッタ送信の抑制	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	37
CHAPTER 4. 航空機衝突防止システム	要検討(現在は規定無し。Doc9863を設備規則等に反映する必要があるか?)	38
4.2.3.3.3 モード A/C ACAS I の干渉限界	85 改正を満足する機器にあっては反映する方向。	39
4.3 ACAS II 及び ACAS III に関する設備の総論		40
4.3.2.2 干渉制御		
4.3.2.2.2 ACAS 干渉制限不等式	告示第 574 号に反映済み。	
4.3.2.2.2.1 回避指示間の送信	要検討(現在は規定無し。)	41
4.3.2.2.2.3 高度 5490m(18000ft)以上の ACAS 装置の送信	要検討(現在は規定無し。)	42
4.3.3 接近情報の助言		43
4.3.3.1 接近情報(TA)機能	電波法関係基準には反映しない。(現在は規定無し。)	
4.3.3.1.1 潜在的な脅威の表示	電波法関係基準には反映しない。(現在は規定無し。)	44
4.3.3.2 近傍の交通量表示		45
4.3.3.2.1 勧告	電波法関係基準には反映しない。(現在は規定無し。)	

4.3.3.2.2 勧告	電波法関係基準には反映しない。(現在は規定無し。)	46
4.3.3.3 回避指示の接近予告情報	電波法関係基準には反映しない。(現在は規定無し。)	47
4.3.3.3.1 接近情報の警報時間	電波法関係基準には反映しない。(現在は規定無し。)	48
4.3.5 回避指示		49
4.3.5.1 回避指示の発生	電波法関係基準には反映しない。	
4.3.5.1.1 脅威の表示	電波法関係基準には反映しない。	50
4.3.5.1.2 回避指示の解除	電波法関係基準には反映しない。	51
4.3.5.2 回避指示の大きさの選択	電波法関係基準には反映しない。	52
4.3.5.3 回避指示の有効性	電波法関係基準には反映しない。	53
4.3.5.3.1 (2014 年 1 月 1 日以降の新しい ACAS 装置の導入について)	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	54
4.3.5.3.2 勧告 (2017 年1月1日以降は、全ての ACAS が 4.3.5.3.1 における要件を満足するべき。)	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	55
4.3.7 ACAS のプロトコル		56
4.3.7.1.1 監視のプロトコル		
4.3.7.1.1 Mode A/C トランスポンダの監視	要検討(現在は規定無し。)	
4.3.7.1.1.1 (ACAS は Mode A/C トランスポンダを備えた航空機の監視に、Mode C のみオールコール質問を使用する。)	要検討(現在は規定無し。)	57
4.3.7.1.1.2	要検討(現在は規定無し。)	58
4.3.8.4 フィールドの説明	要検討(現在は規定無し。)	59
4.3.8.4.2.2.2 データリンク能力の報告のための MB 内のサブフィールド	要検討(現在は規定無し。)	60
4.3.8.4.2.3.4.5 AID(モード A 識別コード)	要検討(現在は規定無し。)	61
4.3.8.4.2.6 CC: Cross-link capability	要検討(現在は規定無し。)	62
4.5 拡張スキッタを使用する ACAS	要検討(現在は規定無し。)	63
4.5.1.1 定義	要検討(現在は規定無し。)	64
4.5.1.2	要検討(現在は規定無し。)	65

(ACAS の受動的な位置情報の利用について)		
4.5.1.3 受動的監視	要検討(現在は規定無し。)	66
4.5.1.3.1 確認		
4.5.1.3.2 補助の能動質問	要検討(現在は規定無し。)	67
4.5.1.4 周辺脅威	要検討(現在は規定無し。)	68
4.5.1.4-5 再確認と監視	要検討(現在は規定無し。)	69
4.5.1.5.1 全ての周辺脅威	要検討(現在は規定無し。)	70
4.5.1.6	要検討(現在は規定無し。)	71
CHAPTER 6. マルチラレーションシステム		72
注1 (a)～(c)	(a) 及び(b)は反映する方向。 (c)は反映しない。	
6.1 定義 (マルチラレーションシステム及び到達時刻差(TDOA)の定義)	85 改正を満足する機器にあつては反映する方向。	73
6.2 機能要件 6.2.1 ～ 6.2.3	電波法関係基準に反映済み。	74
6.3 無線周波数環境の保護 6.3.1 (実行輻射電力を運用上必要とする最も低い値まで低減させることについて)	(電波法第 54 条の規定の範囲内。)	75
6.3.2 ～ 6.3.4	電波法関係基準に反映済み。	76
6.4 性能要件 6.4.1 (MLATの性能特性について)	反映しない。(電波の質に関係しない。)	77
CHAPTER 7. 機上航行監視アプリケーションのための技術的要求事項	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	78
7.1 一般的な要件	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	79
7.1.1.1 参照航空機の特定 7.1.1.1.1	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	80
7.1.1.2 参照航空機の追跡 7.1.1.2.1	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	81

	7.1.1.3 参照航空機の軌道 7.1.1.3.1 勧告	今後も検討を継続(現在は規定無し。)	82
	7.1.2 交通情報の表示	今後も検討を継続(電波の質に関係しない。)	83
	7.1.2.1 ~ 7.1.2.3	今後も検討を継続(電波の質に関係しない。)	84